

総務教育常任委員会資料

(平成21年11月24日)

[件 名]

国庫補助事業の事務費に関する会計検査院の検査指摘について

会 計 管 理 者

国庫補助事業の事務費に関する会計検査院の検査指摘について

平成21年11月24日、25日
 会計指導課、環境立県推進課、農政課、県土総務課

平成21年1月に行われた国土交通省及び農林水産省所管の平成15年度から19年度までの国庫補助事業事務費に関する会計検査院の検査による指摘の概要及び現在の対応状況を報告いたします。

1 指摘内容

国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払っていた。

2 指摘概要

(1) 総額 (事業費ベース)

(単位：円)

部 局 等	需用費	賃金	旅費	計	左のうち国庫補助金相当額	
農 林 水 産 省	3,014,645	474,480	778,459	4,267,584	1,623,695	
国 土 交 通 省	13,723,415	4,513,150	3,070,582	21,307,147	9,500,337	
合 計	16,738,060	4,987,630	3,849,041	25,574,731	11,124,032	
(うち)	生活環境部	68,578	0	580,860	649,438	315,413
	農林水産部	2,218,323	0	434,689	2,653,012	861,478
	県土整備部	14,451,159	4,987,630	2,833,492	22,272,281	9,947,141

(2) 年度別指摘金額 (事業費ベース)

(単位：円)

年度	需用費					賃金	旅費	総計	
	①預け金	②一括払い	③差替え	④翌年度納入	⑤前年度納入				合計
15	0	0	(1) 2,835	(16) 260,700	(49) 5,257,826	(66) 5,521,361	(3) 1,654,640	(535) 1,110,870	(604) 8,286,871
16	0	0	(13) 296,792	(27) 986,382	(25) 1,197,788	(65) 2,480,962	(4) 2,575,580	(228) 1,550,080	(297) 6,606,622
17	0	0	(7) 823,410	(19) 772,540	(9) 981,928	(35) 2,577,878	(1) 757,410	(58) 746,622	(94) 4,081,910
18	0	0	(28) 4,401,600	(22) 468,726	(7) 93,129	(57) 4,963,455	0	(35) 313,396	(92) 5,276,851
19	0	0	(9) 758,100	(4) 295,995	(5) 140,309	(18) 1,194,404	0	(17) 128,073	(35) 1,322,477
計	0	0	(58) 6,282,737	(88) 2,784,343	(95) 7,670,980	(241) 16,738,060	(8) 4,987,630	(873) 3,849,041	(1,122) 25,574,731
内訳 (本庁)	0	0	(43) 4,876,367	(16) 74,274	(11) 92,015	(70) 5,042,656	0	(171) 1,249,002	(241) 6,291,658
内訳 (地方機関)	0	0	(15) 1,406,370	(72) 2,710,069	(84) 7,578,965	(171) 11,695,404	(8) 4,987,630	(702) 2,600,039	(881) 19,283,073

()は件数

- ① 「預け金」：業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させ、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの
- ② 「一括払い」：支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を一括して支払うなどしていたもの
- ③ 「差替え」：業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより需用費を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの
- ④ 「翌年度納入」：物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの
- ⑤ 「前年度納入」：物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして需用費を支払っていたもの

(3) 需用費の状況（事業費ベース）

別紙、「差替え」の状況（事業費ベース）、「翌年度納入」の主な事例（事業費ベース）、「前年度納入」の主な事例（事業費ベース）のとおり

(4) 賃金の状況（事業費ベース）

年度	部署名	配属先名 (課・係等)	臨時 職員	雇用期間 (年月日～年月日)	賃金支払額 (円)	国庫補助金名		態様
						項	目	
15	西部総合事務所県土整備局	河川砂防課賀袴ダム (県単独事業業務)	A	15.4.4～15.8.10	618,990	砂防事業費	砂防事業費補助	①
15	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	B	15.12.11～16.3.31	474,480	農村整備事業費	農道整備事業費補助	①
15	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	C	15.4.11～16.12.10	561,170	道路事業費他	一般国道改修補助他	②
16	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	D	16.5.10～17.1.9	1,139,930	道路事業費他	地域連携推進事業費補助他	②
16	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	E	16.8.11～17.3.31	278,560	道路事業費他	地域連携推進事業費補助他	②
16	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	E	16.8.11～17.3.31	775,330	砂防事業費補助他	砂防事業費他	②
16	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	F	17.1.11～17.3.31	381,760	道路事業費他	地域連携推進事業費補助他	②
17	東部総合事務所県土整備局	維持管理課 (県単独事業業務)	F	17.4.1～17.9.10	757,410	道路事業費他	地域連携推進事業費補助他	②
		計	6名		4,987,630			

(注) 態様の①は国庫補助事業を実施していない部署に配置された臨時職員に国庫補助金が含まれる支出科目から賃金を支払っていたもの

態様の②は臨時職員が配置された部署の業務と異なる補助事業を実施している部署に係る支出科目から賃金を支払っていたもの

(5) 旅費の状況 (事業費ベース)

(単位: 件、円)

年度	態様①	態様②	態様③	態様④	態様⑤	態様⑥	態様⑦	態様⑧	態様⑨	計
15	(20) 52,670	(131) 58,610	(110) 31,500	(23) 8,960	(24) 37,280	(22) 250,890	(77) 71,340	(77) 432,170	(51) 167,450	(535) 1,110,870
16	(16) 140,560	(3) 31,040	(1) 4,140	(2) 1,160	(3) 70,370	(17) 382,510	(100) 382,340	(81) 513,540	(5) 24,420	(228) 1,550,080
17	(4) 434,920	(9) 60,770			(1) 26,400	(11) 82,860	(5) 74,500	(28) 67,172		(58) 746,622
18		(3) 30,700	(1) 1,472			(3) 34,920	(1) 144	(22) 96,060	(5) 150,100	(35) 313,396
19	(1) 1,264	(2) 8,053	(2) 3,276	(1) 5,850		(6) 35,410	(2) 2,600	(2) 62,420	(1) 9,200	(17) 128,073
計	(41) 629,414	(148) 189,173	(114) 40,388	(26) 15,970	(28) 134,050	(59) 786,590	(185) 530,924	(210) 1,171,362	(62) 351,170	(873) 3,849,041

() は件数

態様① 辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継ぎ等

態様② 県単独事業に係るしゅん工検査、用地交渉等

態様③ 県のイベント事業等への参加

態様④ 起工式、開通式等記念式典への出席

態様⑤ 部長等の管内視察及びその随行

態様⑥ 各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会、決起集会への参加

態様⑦ 新採用職員研修等補助事業に関係しない研修等への出席

態様⑧ 外部団体が主催するセミナー等のうち国庫補助事業に直接関係しない研修等への出席

態様⑨ その他国庫補助事業と直接の関連性が認められない出張

3 発生の背景

(1) 需用費に関するもの

① 職員にコンプライアンス (法令順守) 意識が徹底していなかった。

② 納品検査制度に問題があった (請求書に検査済表示)。

③ 早期に決算見込額の報告を求められ、その後の修正を依頼しにくいという、国庫補助制度にも問題があった。

(2) 賃金及び旅費に関するもの

① 補助対象経費に対する認識が不足していた。

② 事務費に係る国庫補助基準にあいまいな点があった。

③ 国庫補助金をより多く使い、県単独費を節約しようとした。

4 出納部局及び各部局等の対応

(1) 緊急主管課長会議

出納長は主管課長会議を招集し、国庫補助金等の適正な執行について注意喚起をおこなった。

(平成21年4月15日)

(2) 物品納入検査の方法の変更

これまで専ら「請求書」に表示していたのを、「納品書」に検査済の表示を行うよう取扱を改めた。

(平成21年4月20日付 会計局長通知「検収済等の表示方法の変更について」)

(3) コンプライアンス研修

各部局、各総合事務所毎にコンプライアンス研修を実施している。

5 自主調査の実施

物品の購入に関し、会計検査院の検査で指摘されたことと同様の問題がないか、現在、平成19年度及び20年度の購入について全庁（平成19年度については、農林水産部及び県土整備部を除く）を対象に自主調査を実施している。

6 緊急幹部会議の開催

11月5日に緊急の幹部会議を開催し、会計検査院の指摘事項に係る調査から明らかとなった課題・問題点に対する再発防止策並びに全庁的に会計処理の適正な執行の再徹底、及び再教育に向けた取組を行っていくこととしたところであり、会計検査院の指摘及び自主検査の結果を踏まえ、再発防止とコンプライアンスの確定に向けて、全庁的に取り組んでいくこととした。

7 コンプライアンス確立本部の設置

副知事を本部長にした「コンプライアンス確立本部」を設置し、第1回会議を11月12日に開催しました。（担当：人事・評価室、会計指導課）

この会議の中で、以下の事項について取り組んで参ります。

- ① コンプライアンスの再徹底方法の検討
- ② 会計事務に関する問題点の洗い出しと今後の改善方法の検討
- ③ 職員への周知、徹底（教育）の方策の検討
- ④ 継続的なフォローアップの方策の検討
- ⑤ 処分基準の明確化

需用費の状況(事業費ベース)

(1) 「差替え」の状況

該当部局課所	年度	支出金額(円)	県の支払品目(需用費)	業者の納入品目	発生原因
東部総合 県土整備	15	2,835	テンプレート	テレビリサイクル料金(役務費)	A
農林水産 畜産課	16	11,550	OAクリーナー、MOディスク	暖房機器(備品購入費)	A
県土整備 道路企画	16	229,204	DVDR、トナーカートリッジ等	据え付け型ロッカー(備品購入費)	A
県土整備 治山砂防	16	20,338	トナーカートリッジ	強カバンチ(集中業務課を通さず、自課で処理)	B
県土整備 治山砂防	16	35,700	トナーカートリッジ	チューブファイル(集中業務課を通さず、自課で処理)	B
中部総合 農林局	17	132,300	スタレドンフィルム、図面ファイル、PPC ロール紙、クリヤブック替紙	青焼機 年間保守料(委託料)	C
中部総合 農林局	17	44,835	製本テープ、データバインダー等	青焼機 修理部品代(需用費)	C
県土整備 治山砂防	17	141,750	トナーカートリッジ(ブラック)等	パソコン(備品購入費)	A
県土整備 治山砂防	17	34,125	トナーカートリッジ(イエロー)	LAN接続ハードディスク(備品購入費)	A
県土整備 治山砂防	17	470,400	ドラムカートリッジ等	年間契約のカラーコピー機のコピー代	D
県土整備 治山砂防	18	3,933,300	ドラムカートリッジ等	年間契約のカラーコピー機のコピー代	D
東部総合 県土整備	18	468,300	トナーカートリッジ代	年間契約のカラーコピー機のコピー代	E
東部総合 県土整備	19	758,100	トナーカートリッジ代	年間契約のカラーコピー機のコピー代	E
合計		6,282,737	-	-	

<発生原因>

- A 節別予算の変更手続き(財政課への流用協議)を怠ったもの。(正当な支出科目:備品購入費、役務費)
- B 集中業務課を通して購入すべき物品を、品名を変えることで自課の処理だけで購入したもの。(支出科目:需用費)
- C 青焼機の保守料や修理代金に係る請求書の差替え
青焼機本体は賃貸借契約をしていたが、保守契約をしていなかったため、請求書の品目を需用費として支払える品目に差替えさせたもの。
- D カラーコピー機の使用に係る請求内容の差替え
支払請求書の内容(コピーに係るドラムカートリッジ代等)と業者保管の帳簿(使用枚数で換算した金額)とが突合しないため、差替えと判定されたもの。
- E カラーコピー機の使用枚数に係る請求書の差替え等
本庁のコピー機の契約形態が長期継続契約になり、支払科目が「使用料及び賃借料」になったことから、既存のコピー機の支払科目も需用費では不可と勘違いし、請求書の品目を需用費として支払える品目に差替えさせたもの。

(2) 「翌年度納入」の主な事例

年度	(件数) 金額 円	指摘の概要と「翌年度納入」と判断された内容
H15	(16) 260,700	次年度の4月はじめに納品された青焼き、バインダー、筆ペン等を、前年度の3月までに納入されたものとして、出納閉鎖期(4月～5月)に支払った。
H16	(27) 986,382	次年度の4月はじめに納品された大型カラーコピー、青焼き、付せん、チューブファイル、デスクマット等を、前年度の3月までに納入されたものとして、出納閉鎖期(4月～5月)に支払った。
H17	(19) 772,540	次年度の4月はじめに納品された上質紙、ファイル、台車等を、前年度の3月までに納入されたものとして、出納閉鎖期(4月～5月)に支払った。
H18	(22) 468,726	次年度の4月はじめに納品された大型カラーコピー、チューブファイル、バインダー等を、前年度の3月までに納入されたものとして、出納閉鎖期(4月～5月)に支払った。
H19	(4) 295,995	次年度の4月はじめに納品された青焼き、付せん、デスクマット等を、前年度の3月までに納入されたものとして、出納閉鎖期(4月～5月)に支払った。

(3) 「前年度納入」の主な事例

年度	(件数) 金額 円	指摘の概要と「前年度納入」と判断された内容
H15	(49) 5,257,826	コピー用紙、フラットファイル、ドラムカートリッジ、綴り込み表紙等を発注し、前年度の3月までに納入させていたが、業者からの請求書が遅れたりして、6月以降に支払作業を行い、納入年月日を新年度の4月以降に納入があったとして支払った。
H16	(25) 1,197,788	トナーカートリッジ、マウス、名刺印刷等を発注し、前年度の3月までに納入があったが、業者からの請求書が遅れたり新年度に係るものとして、納入年月日を新年度の4月以降に納入があったとして新年度予算で支払った。
H17	(9) 981,928	トナーカートリッジ、設計書製本テープ等を発注し、前年度の3月までに納入させていたが、業者からの請求書が遅れ、6月以降請求書が届いたものについて、納入年月日を新年度の4月以降に納入があったとして支払った。
H18	(7) 93,129	コピー用紙、フラットファイル、ドラムカートリッジ、綴り込み表紙等を発注し、前年度の3月までに納入させていたが、業者からの請求書が遅れたり、前年度決算を閉めたあとで請求書が届いたものについて、納入年月日を新年度の4月以降に納入があったとして新年度予算で支払った。
H19	(5) 140,309	トナーカートリッジ等で前年度の3月までに納入されたものについて、納入年月日を新年度の4月以降に納入があったとして新年度予算で支払った。